

暴力団組織化、闇ルート流通

25.2.3 宮白

県内で記録的な不漁が続くシラスウナギ(ウナギの稚魚)の密漁が後を絶たない。県警組織犯罪対策課と高鍋署が2月28日に逮捕した暴力団組員らは、隠れ家を拠点に組織的な密漁を繰り返し、許可を受けた漁業者からも迷惑料を徴収するなど漁を

記者が
探る

めぐる悪質行為が横行していた疑いも持たれている。県警は、価格が高騰した稚魚が暴力団の資金源になっている可能性もあるとみて調べているが、関係者は「闇の流通ルートがある限り密漁はなくなるならぬ」と指摘する。

シラスウナギ密漁横行



シラスウナギの所持容疑で逮捕された事件で現場から押収したすくい網―高鍋署

高鍋町の小丸川河口近くに暴力団関係者が出没するようになったのは4年前からだ。男たちは見張り役、指示役、漁役に分かれて組織的に密漁。取り締まる官轄が異なる海と川の境目を狙って巧妙に繰り返し続けた。それだけでなく、ある時は県の許可を受けた漁業者にも「所場代を払え」と威圧的な態度で迫ってくることもあったという。

こう証言したシラスウナギ漁に詳しい県内の関係者は「男たちが河口で密漁するので、その上流で採捕する漁業者は漁獲量が減り、困っていた。それでも地元は怖くて何も言えなかったようだ」と、横暴な行為に苦しめられていた地元の声を代弁する。

県警は以前から現場付近で不審な動きをする車や人物をマークしていた。同町のアパートを隠れ家

県内 漁業者に「所場代」も要求

に稚魚140匹を所持していた疑いが強まり、指定暴力団山口組系組員ら男3人を県のうなぎ稚魚の取り扱いに関する条例違反容疑で逮捕。密漁で使っていたとみられる禁止漁具の「すくい網」や「袋網」を押収した。

暴力団にとまらず県内で密漁はなくなるならぬ。県や県警によると、同条例と県の規則違反を合わせて2009～11年度は年間10人近くを摘発。袋網の押収量は09年度の3件に対し、10年度5件、11年度6件となっており、県水産政策課は「悪質さが際立つ大掛かりな密漁が横行しているようだ」と警戒している。

今季の漁獲量は128.4ト(2月末現在)にとどまり、過去最低だった昨年同時期の194.5トを下回る。こうした不漁による価格高騰も密漁行為につながっているようだ。

複数の関係者は、背景に密売ルートが存在があると明かす。「密漁者から正規の2倍以上の価格で裏の仲買業者が稚魚を買い取り、流通させている。仲買も十分に利益が出る仕組みだ」。また、密漁から仲買まで暴力団が介在し、多額の資金を稼ぐ組織もあるといわれている。

「ただ取り締まりを強化するだけでは限界がある。不漁の今だからこそ対策を打たなければ手遅れになる」。漁業男性はそう警鐘を鳴らした。